第6章 公害苦情

1 公害苦情の状況

平成26年度は表6-1のとおり213件の公害苦情があったが、その主なものは野焼き行為などによる大気汚染、排水路の汚濁、近隣からの騒音及び悪臭などである。

富津市環境条例では、ゴム、皮革、合成樹脂その他燃焼の際、著しくばい煙や悪臭を発生する おそれのある物質については、屋外での燃焼行為を禁止している。

典型 7 公害以外の苦情は 153 件あり、廃棄物の不法投棄が大半を占めている。 苦情件数の経年変化は、図 6-1 のとおりである。

(表6-1) 公害苦情件数経年変化と平成26年度苦情内容

	苦情の概要	年度別苦情件数				
		2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
大気汚染	・隣家で毎日のようにごみを焼却している ・近くの空き地で枯れ草を焼却している	3 5	3 0	3 9	4 4	3 7
水質汚濁	・染川で大量の小魚が斃死している ・河川の表面に油が浮かんでいる。	4	2	1 0	1	4
騒 音	・建設現場で早朝から工事をしていてうるさい・深夜駐車場に止まっている車がうるさい	3	1	5	8	1 3
振動		О	0	О	0	О
悪臭	・川で牛の糞尿の臭いがする・近くの工場から変なにおいがする	5	4	1	3	6
地盤沈下 地下水位		О	0	0	0	0
土壤汚染		О	0	3	О	О
その他	・一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄 ・自転車が放置されている	187	177	198	186	153
合 計		234	214	256	242	213

[※] その他の苦情には、平成23年度から、数個の家電製品の投棄、放置自転車を廃棄物の 不法投棄としてカウントしてある。